

第59回（平成30年度第3回）さいたま市食の安全委員会

【開催日時】 平成30年12月19日（水）14：00～15：30

【開催場所】 さいたま市保健所 2階 第1研修室A

—議事次第—

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 平成31（2019）年度さいたま市食品衛生監視指導計画（素案）について
 - (2) その他

—配布資料—

- 資料1：平成31（2019）年度さいたま市食品衛生監視指導計画（素案）
資料2：平成30年度さいたま市食品衛生監視指導計画
資料3：食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年6月13日公布）
の概要（厚生労働省作成）
資料4：さいたま市食品衛生推進員設置要綱（案）
資料5：ノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について（厚生労働省通知）
資料6：手洗いの時間・回数による効果（国立医薬品食品衛生研究所作成）
参考資料：「感染症を防ぐ!!衛生的な手洗い」

第59回（平成30年度第3回）さいたま市食の安全委員会

1 開催日時

平成30年12月19日（水）14:00～15:30

2 開催場所

さいたま市保健所 2階 第1研修室A

3 出席者

（委員会） ※五十音順

阿泉毅委員、井部明広委員（委員長）、大久保悦子委員、加藤雅信委員、黒須正平委員、篠崎智子委員、新藤みち子委員、玉木雅子委員、藤野恵委員、本多正司委員、山田昭夫委員〔欠席：川島よし子委員、森田万里子委員〕

（行政側・事務局）

今川食品・医薬品安全課長ほか10名

（傍聴人）

0名

4 概要

平成31（2019）年度さいたま市食品衛生監視指導計画（素案）について、事務局から説明後、内容について質疑応答を実施した。また、その他情報提供を行った。

5 会議録

【事務局（渡辺係長）】

- ・開会
- ・欠席者の報告
- ・配布資料の確認

【井部委員長】

それでは議事に入ります。本日は師走のお忙しい中、皆様方にはお集まりいただきまして有難うございます。本日もまた議事進行が円滑に進みますようにご協力をどうぞよろしくお願い致します。それでは本日の議事としましては、「平成31（2019）年度さいたま市食品衛生監視指導計画（素案）」について、また、情報提供としまして1. 食品衛生法等の一部改正する法律の概要、2. さいたま市食品衛生推進員設置要綱（案）、3. ノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について、ということで議事進行を進めていきたいと思っております。また、その他としましては、委員の皆様方から何か伝達事項等ありましたらお聞きしたいと思うので、よろしくお願い致します。

それでは最初の議題ですが、「平成31（2019）年度さいたま市食品衛生

監視指導計画（素案）」について、事務局から説明をお願いします。

【今川食品・医薬品安全課長】

－資料1～2に沿って説明－

【井部委員長】

有難うございました。それでは只今の素案につきまして、委員の皆様からご意見等伺いたいと思いますが、全体を通しましてご意見・ご質問等ございましたらお願いします。いかがでしょうか。

【大久保委員】

「Ⅲ 監視指導の実施」で、監視という言葉があちこちに出てきます。

監視員になるのには市長に任命されると他の箇所に記載してありましたけれども、その他にどんな資格が必要なんですか。

【今川食品・医薬品安全課長】

ありがとうございます。ちょっと整理させていただくと、言葉としては3つあります。1つ目が食品衛生監視員、2つ目が食品衛生指導員、3つ目が食品衛生推進員、この3つの言葉があります。まず、一番初めの「食品衛生監視員」は行政になります。行政担当官です。これは資格要件が明確に法令上ありまして、例えばお医者さんとか獣医師さんとか薬剤師さんとかの資格がある人であったり、或いは大学でこういう学部の人、一例えば農芸化学ですとか水産学ですとか、そういった人たち、また、こういった科目が必要ですよというものもあります。或いは、栄養士さんで何年かやられていて、こういう科目を受講されたとか、そういった要件が法令で決まっておりますので、そういう要件に合致して、なおかつ都道府県に採用されて、さいたま市でしたら、市長から任命を受けた者が食品衛生監視員になります。ですから、要件を持っていても、一例えばこの建物の上に健康科学研究センターというのがあるんですけども、その課は基本的に検査をしているので、要件は満たしているけれども、監視員としての立場では働いていないということになります。ですから、主に、監視員は保健所の食品衛生課と食肉衛生検査所にあります。それが食品衛生監視員ですね。次に食品衛生指導員、これは食品衛生協会さんが行っているものです。これは行政ではありません。協会さんが指導員を行っています。ただ、行政も多少関わってまして、指導員さんは全く何もないところから発生したわけではなくて、厚生労働省からの通知の中で、食品衛生指導員さんをしっかり各自治体で助言や指導をして下さい、というようなこともあるんですね。ですからそれに従って各自治体にある食品衛生協会さんが指導員という制度を担っていただいて、それに基づいて我々も講習を食品衛生協会さんにセットしていただいておりますが、我々が講師とかで行っている状況です。それが食品衛生指導員です。

それから最後の食品衛生推進員は今回初めて立ち上げる、これは食品衛生法

61条の規定に基づいたものです。これは食品衛生推進員を委嘱することができる、ということができる規定ですので、やっている自治体とやっていない自治体とあって、これまでさいたま市はやっていなかったということになります。ちょっと長くなりましたけれど、以上です。

【井部委員長】

よろしいでしょうか。

【大久保委員】

ありがとうございます。

【井部委員長】

一つ私からよろしいですか。放射能検査が、検体数が少なくなったといいますが、これは全国的に見て放射能の違反というのはあったことがあるのでしょうか。

【今川食品・医薬品安全課長】

はい、ありがとうございます。ここ最近はですね、流通食品では殆ど無いですね。殆どと申しますのは、まだ一部の野生動物、一イノシシ、クマ、シカですとか一、或いは農産物でもキノコですとか、水産物でも一部の川魚とか下のほうにいる海の魚とか一部は多少あるんですよ。ただ、違反の数値が出るようなものはほとんどなくて、数値が出たとしても、基準値である100ベクレル以下ですとか、そういった形になっています。流通食品ではほとんどないですね。

道の駅とかで売られていて、それを自治体の担当者とか厚労省の調査で測って出てしまって回収というのがありますが、基本的に、それ以外はないですね。さいたま市の検査でも違反の数値はこれまで出ていないという状況になっています。

【井部委員長】

分かりました。有難うございます。他にございますか。

いくつか変更したところがありました、ほぼ去年通り、ということですね。

【今川食品・医薬品安全課長】

はい、今やっているものも重要なものとしてやっておりますので、重要なものも踏まえて作ると、大体似たようなものになります。

【井部委員長】

もう一つよろしいですか。さきほどの広域連合協議会というのは、設置するというのはどこに設置するのですか。

【今川食品・医薬品安全課長】

ありがとうございます。本日お付けしている資料で、資料3というのをご覧いただきたいのですけれども、一資料3の最初ですね、「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年6月13日公布）の概要」というのが載っています。

改正の概要で1から7まであって、その一番上の1なんですけれども「広域的な食中毒事案への対応強化」ということで、ここに国とか都道府県が相互に連携協力するために関係者で構成する広域連携協議会を設置し、とございます。お話のございました「設置」というところ、これは今の法の流れでいきますと厚生労働省に設置となります。ただ実際には各ブロック単位で行いますので、厚生労働省からその開催が委任されます。それで各地方厚生局が設置するということとなります。ですので、地方厚生局が音頭を取って、関東であれば、関東信越厚生局が音頭をとって会議を開催するということとなります。

【井部委員長】

分かりました。有難うございます。他にございますか。

【加藤委員】

食品衛生推進員のところでですね、私たちの方は受ける側という立場になるかと思うのですが、必ずですね、委嘱状ではないでけど、免許に代わるようなもの、推進員の証というのを名札のような形でつけていただけるという形で運用をしていただけると、とても助かるんですね。一度、全然違う会社の名前の白衣を着てこられて、どういう立場で来られたのか分からない、お店のほうで受けていいのかわからない、ということがありました。私もその時そういうものがあるというのをあまり理解していなかったので、対応を確認させていただくのにお待たせしてしまったということがありまして、必ず名前と証というのをセットにして名札のようにしていただいて、「どのような形で来ていただいたのでしょうか」というときに裏返して見せていただくと、「こういう者です」というふうにすぐわかるので、来ていただいたときにとってもスムーズに進むんじゃないかなという風に思います。これは実務の部分になるかもしれないんですけども、ちょっと考えていただくとありがたいのかなと。当然、私たちのほうは検便している、していないで施設のどこまで入っていただけるかという部分の制約をかけるので、そういった部分で、もしかすると失礼をかけてしまうのかもしれないのですが、やはり不特定多数の方への食品の提供というのがありますので、ちょっとその部分を検討していただければと思います。

【井部委員長】

いかがですか。

【今川食品・医薬品安全課長】

はい、ありがとうございます。ちょっと実際に始まるまでは時間がかかると思いますので、いろいろそういったことを検討していきたいと思います。実際に名札として付けられるかどうかは、今はまだ言及できませんけれども、今のお話をお伺いして、少なくとも「こういう立場で今日来たのですよ」というのがわかるように入る時にしないといけないと非常に思いました。その辺は少なくとも

も、最初何名の人になっていただくかわかりませんが、その方たちにしっかりお伝えして、わかるようにやっていきたいと思います。

それと、これは山田委員に、もしお分かりになればなんですけれど、普段、指導員の方々は指導員証のようなものがあると思うんですけど、指導員の方々はこういった形でおられるのでしょうか。証書を見せていたりするのか、それとも基本的に地域しか回ってないから「おう」、というと「また来たの」、という風にわかるような方々ばかりで、特に見せる必要がないのか、その辺はいかがですかね。

【山田委員】

はい、食品衛生指導員の方については、今お話がありましたように、指導員証があります。運転免許証以上に立派なプラスチックケースに入ったものでして、これを首に掛けて基本複数人が施設にお邪魔させていただいて「さいたま市食品衛生協会の指導員です」と述べて、その証を提示し、施設の方のご了解を受けてから中に入らせていただいています。もちろん今ございましたように、ここから先は入らないで下さいというところは、お仕事の邪魔とか、衛生上の事もありますので、施設の管理者とよくお話をしながら、取扱い等についてのご助言をさせていただいているところでございます。

よろしいでしょうか。

【井部委員長】

よろしいでしょうか。

【今川食品・医薬品安全課長】

はい、ありがとうございます。今のお話大変参考になりました。おそらく指導員さんの何名かは重複して推進員になっていただくことも想定していますので、そういうときにどういうお立場で入っていただくかということも、食品衛生協会さんと相談しながら進めていきたいと思っています。どうもありがとうございます。

【井部委員長】

今の件に関して、やはり営業の方は誰が来たのか分からないのはよくないと思いますので、「身分証明証を見せてください」といっても構わないと思いますが、「見せなさい」と言ってよいと思います。食品衛生監視員も必ず見せますよね。皆持っていますから。

【今川食品・医薬品安全課長】

はい、食品衛生監視員の場合はですね、必要があれば当然必ず見せますけど、通常時は常に携帯はしていますが必ず見せている訳ではないです。必要に応じてですね。今のこの3つの監視員、指導員、推進員の中で、権限を持って施設に入れるのは最初の食品衛生監視員のみですね。食品衛生監視員はその都度

見せるということにはなっていないんですけれども、必要に応じて見せなければいけないことになっています。或いは本当に権限をもって施設に入ることができるので、施設側からすると拒否することが難しいし、法律の条文上、拒否できないような規定になっていますね。ところが、その他の2つ、指導員と推進員についてはそういった法令的な権限は全くないです。だから施設側が今日は絶対入ってはダメ、といった場合は、それを押し通して入ることは基本的にはできないので、－これがやはりご協力ベースになってきますので－、今、加藤委員がおっしゃっていただいた見せ方についても、施設に協力していただくためには必要なのかなというふうに思いました。有難うございました。

【井部委員長】

有難うございました。それではよろしいでしょうか。他にございませんか。

無いようでしたら、この素案に対する意見・議論はここまでにしたいと思いません。それではこの計画につきましては、今後意見募集、パブリックコメントですね。年度内にまとめるということなので、また次回のこの会の時に、ご報告をお願いできるかと思えます。よろしく申し上げます。有難うございました。

それでは、議事を進めてまいります。3の情報提供に移ります。はじめに食品衛生法の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

【今川食品・医薬品安全課長】

－資料3に沿って説明－

【井部委員長】

有難うございました。ただ今の情報提供につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。盛り沢山でしたが、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、次の議題に移らせていただきたいと思います。2のさいたま市食品衛生推進員設置要綱、先程の推進員について、事務局より説明をお願いします。

【今川食品・医薬品安全課長】

はい。推進員につきましては、先ほどの説明のとおりですので、省略したいと思います。ご質問あればお願いします。

【井部委員長】

食品衛生がつくのは、食品衛生監視員、指導員、推進員ということでした。いかがでしょうか。よろしければ、次のほうに移らせていただきます。3のノロウイルスの感染症食中毒予防について、事務局より説明をお願いします。

【今川食品・医薬品安全課長】

－資料5～6に沿って説明－

【井部委員長】

有難うございました。この件について、ご質問等ございますか。

先日コープを施設見学させていただいた際に（手洗いの講習）を行っていただ

きましたが、一私も実感しましたが、やはり（汚れが）残るところは同じですね。参考にさせていただければと思います。

【大久保委員】

先日も公民館に出前講座に来ていただいて、何人かの方に手を洗っていただいたんですけど、本当に数字がみるみる減るのでみんなびっくりしていました。

【今川食品・医薬品安全課長】

ご協力いただきましてありがとうございます。

【井部委員長】

ではみなさん、ぜひ実践していただくのと、宣伝していただくのをよろしくお願い致します。

それでは、特になければ「4. その他」ということに入りたいと思いますがよろしいでしょうか。各委員から伝達事項等ございましたらお願いしたいのですが、何かございますか。行政側のほうから何かございますか。

(特になし)

【事務局（渡辺係長）】

・第4回日程の説明

【井部委員長】

第4回委員会は3月中旬ということで、またよろしく申し上げます。よろしければ、以上を持ちまして全て終了とさせていただきます。円滑なご協力ありがとうございました。